



サラリーマンの必要経費？ …実額控除への道険し

税理士・CFP® 越智 浩

Q. サラリーマンの必要経費。

平成25年分からサラリーマンの必要経費の範囲が拡大され、年末調整で終わりではなく、確定申告することにより税金の還付が受けられると聞きました。

私の去年の給与収入は320万円。一方、支出は、弁護士資格取得費に20万円と勤務必要経費等43万円の合計63万円を支払っています。これらの支出は、勤務先の会社の証明を受けています。

確定申告では、どのように必要経費を計算して給与所得を算出すればよいのでしょうか？

A. 給与所得者の特定支出控除

給与所得金額は、給与の収入金額から給与所得控除額（収入に応じて逡増、最低65万円、最高245万円。）という概算経費を控除して算出する。実際にかかった経費を控除するわけではないので、いわば、フィクション（虚構）の所得金額を計算してから税率を乗じる仕組みとなっている。大多数の給与所得者は年末調整における源泉徴収税額の精算で税額計算が終了し、確定申告不要となっている。

今や就業者の8割超が給与所得者であり、この給与所得控除という概算経費だけを控除するのでは事業者と比較して不公平であり、サラリーマンにも実際にかかった必要経費の控除を認めるべきだという意見は根強い。そこで、『給与所得者の特定支出控除』という制度が所得税法に設けられている。

改正前までは、給与所得者が支出する通勤費・転居費・研修費・資格取得費及び帰宅旅費の合計額である「特定支出額」が給与所得控除額を超える場合には、給与所得控除額に代えて「特定支出額」を控除できるという制度であった。しかしながら、「特定支出額」の範囲は狭く、給与所得控除額を超える額に達するのはとても不可能であった。ちなみに、年収300万円で給与所得控除額は108万円（年収の36%）、年収400万円で134万円（同33.5%）、年収500万円で154万円（同30.8%）となっており、「特定支出額」が年収の30%をはるかに超えないと適用がなく、普通のサラリーマンには無縁の制度であった。逆説的には、給与所得者にとっての給与所得控除は、とても手厚い概算控除制度になっているといえる。

このような制度適用ほぼ皆無の中、給与所得者の実額控除の機会を拡大することを目的に平成25年分から「特定支出額」の範囲の拡大と適用判定基準の見直しが行われることになった。具体的には、資格取得費に弁護士・税理士等の資格取得費が追加され、図書費・衣服費・交際費等を勤務必要経費（65万円限度）として「特定支出額」の範囲を拡大し、これらの「特定支出額」の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合には、その超える部分の金額を確定申告することにより控除できることになった。従って、

(1) 判定 特定支出額の合計額63万円 > 給与所得控除額114万円×1/2=57万円
*特定支出控除の適用あり。

(2) 給与所得金額 = 320万円 - (114万円+63万円-57万円=120万円) = 200万円

となり、給与所得控除額より6万円(=120万円-114万円)多く控除することができる設例となっている。ただし、申告手続きとして、特定支出額は職務遂行上必要なものとして給与の支払者等により証明がされたものとなっており、確定申告書の提出において特定支出に係るその支出の事実及び金額を証する書類(領収書等)を添付等しなければならないことになっている。

ところで、サラリーマンが実際に支出している経費といえば、昼食代・飲み代・冠婚葬祭費や衣服費といったもので、特定支出額の範囲に含まれるものもあるが、そのほとんどは家事費であろう。この制度改正によって、給与所得者にも必要経費実額控除の道が大きく開かれたとは言いきれまい。